

第四十八回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会議録 第七号

(三九五)

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員

委員長 保科善四郎君

理事 天野公義君

理事 丹羽兵助君

理事 角屋堅次郎君

宇野宗佑君

橋本龍太郎君

村山達雄君

二宮武夫君

堀昌雄君

出席國務大臣

厚生大臣 神田博君

出席府政委員

總理府事務官 鈴木喜治君

(經濟企画庁水資源局長)

厚生技官 館林宣夫君

(環境衛生局長)

通商産業事務官 馬郡巖君

(企業局産業立地部長)

建設事務官 鮎川幸雄君

(都市局長)

委員外の出席者

厚生技官 橋本道夫君

(環境衛生局長)

通商産業事務官 平松守彦君

(企業局産業立地部長)

建設技官 久保起君

(都市局下水道課長)

自治事務官 近藤隆之君

(財政局公営企業課長)

三月三十一日

委員山本幸雄君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君が議長の名で委員に選任された。

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として山本幸雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

三月二十六日

公害防止事業団法案(内閣提出第九七号)

同日二十九日

水質汚濁防止及び漁場荒廃対策に関する諸願(角屋堅次郎君紹介)(第三二〇六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公害防止事業団法案(内閣提出第九七号)

産業公害対策に関する件

○保科委員長 これより会議を開きます。

公害防止事業団法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七條―第十七條)

第三章 業務(第十八條―第二十一條)

第四章 財務及び会計(第二十二條―第三十條)

第五章 監督(第三十一條―第三十二條)

第六章 雑則(第三十三條―第三十五條)

第七章 罰則(第三十六條―第三十八條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 公害防止事業団は、工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域におけるこれらの公害の防止に必要な業務を行ない、もつて生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 公害防止事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、公害防止事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十一条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長

又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するとき、その他理事又は監事たるに適しないとき、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、理事が前項各号の一に該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣及び通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害(以下「産業公害」という。)が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物(これに附属する建物を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

三 第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な敷地を造成し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための同号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四 第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。)を設置し、及び譲渡すること。

五 第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)であつて政令で定めるものを設置し、貸付けを行なうこと。

六 前五号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第五号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一号から第四号までの業務を行なうときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び公害防止債券)

第二十六条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の

債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（交付金）
第二十七條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

（余剰金の運用）
第二十八條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 同僚その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 資金運用部への預託
三 銀行その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十九條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（厚生省令、通商産業省令への委任）
第三十條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十一條 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

（報告及び検査）
第三十二條 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
（解散）
第三十三條 事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第三十四條 厚生大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。
一 第十九條第一項、第二十条第一項、第二十条第二項又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十条第二項又は第三十条の厚生省令、通商産業省令を定めようとするとき。

第三十五條 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第四十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第三十八條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第五 第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。
第三十八條 第五十条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八條第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）
第三十五條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則
第三十六條 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第四十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第三十八條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第五 第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。
第三十八條 第五十条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）
第二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、事業団の

理事長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。
2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）
第六条 この法律の施行の際現に公害防止事業団という名称を用いている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）
第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団

第二類第五号 産業公害対策特別委員會議録第七号 昭和四十年三月三十一日

三

法を加え、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十三ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第一号乃至第三号及第五号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害復旧事業団の項の次に次のように加える。

公害防止 公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中港務局の項の前に次のように加える。

公害防止 公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十九 公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産

(行政官庁設置法の一部改正)

第十四条 行政官庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 公害防止事業団を監督すること。

九条の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 公害防止事業団を監督すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

九条第一項に次の一号を加える。

十七 公害防止事業団に関すること。

九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

理由

生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資するため、公害防止事業団を設立し、工場及び事業場における事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害の防止に必要な業務を行なわせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○神田国務大臣 ただいま議題となりました公害防止事業団法案の提案の理由を御説明申し上げます。

近年におけるわが国の経済成長はまことに目ざましいものがありますが、産業活動の急速な発展に伴い、東京、大阪等に見られますように、産業活動が集中して行なわれる地域におきまして、大気汚染、水質汚濁等による生活環境の悪化が重大な社会問題となつておりますことは、御承知のとおりであります。

政府といたしましては、従来、公害防止のための施策といたしまして、ばい煙の排出の規制等に関する法律、工場排水等の規制に関する法律等により規制を行なう一方、企業に対する助成措置といたしましては、中小企業近代化資金、日本開発銀行等による融資、税法上の優遇措置等を行なつてきました。

ところで、最近特に問題となつております産業集中地域の産業公害は、既成工業地域に見られるように、工場と住宅の無秩序な乱立によるもの、あるいは近年における技術革新の進展による大規模工場の中立地化に伴うものでありまして、深刻にして複雑、かつ、広域的性格を有しているものであります。

したがって、政府といたしましては、従来の助成措置の強化と並びまして、このような産業集中地域における公害を早急に解消するために、積極的な効果的な対策を実施する必要性に迫られて、現在の現状にあります。

かかる現状にかんがみまして、産業集中地域における産業公害を防止するために、長期低利の財政資金を重点的に活用し、共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転のための敷地、公害防止のための緩衝施設等の設置、譲渡、公害防止施設に対する融資等の事業を行なう公害防止事業団を新設することとした次第であります。昭和四十年度におきましては、厚生年金還元融資十億円を含む資金運用部資金二十億円を事業資金として、発足することとしております。

この法律は、このような事業団設立の趣旨に基

づきまして、事業団の目的、業務の範囲を定めるとともに、役員等の任命など事業団の組織に関すること、予算、決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣及び通商産業大臣の監督等について規定しているものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○保科委員長 以上で、提案理由の説明は終わります。

○保科委員長 産業公害対策に関する件について、調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

天野公義君

○天野(公)委員 時間がありませんから、こちらは簡潔に質問いたしますから、政府側においてもできるだけ簡潔に答弁をしていただきたいと思ひます。

最近、産業の発達、技術の革新、人口の都市への集中等によりまして、公害という問題が非常に大きくクローズアップされてきたわけであります。その中で、特に広義の公害と狭義の公害とあるように考えられるわけでございます。それには、国及び地方公共団体が協力をして公害の防止にいろいろ努力をしなければならぬというのがたてまえでございますが、また民間企業におきましては、その公害をどうやって防止するかという上において一致して協力していただければならないことは、言うまでもないところでござい

ます。そこで、国のほう、もしくは地方公共団体で公害対策をやる部門と、民間企業がやる部門と、明確に区別する必要があると思ひます。政府としては、今後公共投資、都市計画、工場許可等十分調査をし、また公害の起きないように対策をやつていかなければならぬわけでござい

問等をどういふふうに考えておられるか、お伺いいたします。

○館林(官)政府委員 御質問にございました点は各省にまたがる分野でございますが、一応私から便宜お答え申し上げます。

公害の範囲は、最も問題となりますのは大気汚染並びに水質汚濁でございますが、そのほか騒音、地盤沈下、悪臭等非常に広範囲にわたり、近年ますますその範囲は広がってまいっております。これに対します政府の姿勢並びに一般企業に対する国の態度という点のお尋ねがございましたが、公害は近年非常に急速に問題となつてまいりましたのでございまして、政府としても施策を全面的に排除する努力を傾注いたしたい。この公害防止のための努力は、まず、公害を発生する企業が第一次的な責任があることは申すまでもないのでございまして、地方公共団体並びに国といいたしまして、それぞれの分野でできるだけの努力をする、かような心がまえで施策を進めております。

○天野(公)委員 いままで野方図に工場設置が許されたり、またそれらが集積することによって公害の起こる場合が多岐にわたっておりまして、この場合においては、企業よりも公共団体のほうに多く責任があるというふうに考えられるわけでございまして。また、それに関連をいたしまして、産業、技術、社会の進歩等によって、公害はだんだん増大をしておりますわけでございまして、これらの公害の増大に比しまして、法制並びに技術の研究等について非常に立ちおくれておるようでございますが、政府の見解はいかがでございますか。

○館林(重)政府委員 仰せのとおり、公害に対する法制的分野並びに技術的分野は、現在の公害の問題の重要性から考へてかなり立ちおくれておる事態であることは、おっしゃるとおりでございます。現在公害を直接対象とする法律としましては、ばい煙の排出の規制等に関する法律並びに水

質の保全に関する法律、この両法律が大きな柱となつて一応やっておりますけれども、なお必ずしも十分でございませぬし、また公害の測定あるいは人体への影響あるいは公害の防止、それらの技術開発の分野におきましても、研究が非常に立ちおくれておるわけでございまして、これらは公害問題が急速に問題となつてきたことも一因であるわけでございまして、政府といたしまして、なお今後法制的な施策並びに研究分野の努力を急速に進めてまいりたい、かように思っております。

○天野(公)委員 次に、事業団関係についてお伺いをいたします。ただいま公害防止事業団法の提案理由を承つたわけでございまして、もう少し突っ込んで、事業団の考へておる公害対策はどういうものをお考えであるか、また、事業の計画及び融資条件、将来の構想、この点に関連して、本年度の予算の二十億というのはいくら足りないかという感じがするものでありますが、それらの点についてお伺いをいたします。

○館林(重)政府委員 公害対策には各種の分野の施策が総合的に進められなければならないわけでございまして、たとえば河川の汚濁防止に關しまして環境衛生諸施設、下水道等の完備が非常に必要なわけでございまして、したがって、ただいま御提案申し上げました公害防止事業団によって、公害対策の核心がすべて解決されるというわけではございませぬけれども、公害施策に關する各種法律に基づいて企業側が公害防止装置等を行うといつたとしても、なかなかこれの資金にも困るし、技術的な分野でも困るというところから、法律で一面企業側に責務を負わせると同時に、事業団を設けて、資金の融資並びに防除施設をこの事業団が実際につくり、企業に与えるというやうな分野を分担せよとするわけでございまして、この事業団は、当面は共同の処理施設をつくり企業側に譲渡する。並びに、そういうやうな共同の施設に対して資金を融資してまいりたい。

また緩衝地帯のやうなものを設けて、その地帯に厚生施設をつくり、これまた企業側に譲渡するといふやうなことを考えておるわけであります。昭和四十年に於ける資金のワケは二十億でございます。これは非常に少ない額でございますが、事業団の発足が年度半ばでございますので、まだ計画もすべり出したばかりであるという点がございまして、今後はこのやうな少額ではとていこの目的を達することができないと思つておりまして、増額に努力するつもりでございます。

融資条件は、中小企業は七分、その他すなわち大企業は六分五厘ということで、償還期限は十年ないし二十年というのを考えております。

○天野(公)委員 事業団のほうは大体共同施設に主体があるやうでございまして、公害防止というたてまえからいたしまして、各企業それ自体においても努力してもらわなければならないことは言うまでもないところであります。大企業のほうは開銀、中小企業のほうは近代化資金等、融資の道は開かれておるわけであります。しかしながら大企業も中小企業も公害に対しては道義心を持つてもらつて、それ自体の企業の責任において、ある程度公害の起こらないやうに努力をしてもらわなければならない。それに対して政府側も大いに援助していかねばならないといふことは言うまでもないところでございまして。ところが、中小企業は自己資金があまりありません、不足いたしておりますので、自己資金で公害防止施設をやるといふことはなかなか困難でございます。ところが、中小企業近代化資金助成法に基づく無利子の融資にいたしまして、ワケまで借りられない。また借りておらないといふやうな事態があるわけですから、この点を考えてみますと、大企業においても中小企業においても、公害施設をもつとてとさせ得るやうな方策を政府ではとらなければならない。まして中小企業に対する融資においては、そういう点に重点を置いて、現行制度で欠陥があり、不備な点があれば、これを改善是正していかねばならないことは言うまでもないし、

さらに公害施設については、特に税制上優遇措置をとる必要があるわけでございまして、これらの点について政府の見解をお伺いいたします。

○馬郡政府委員 ただいまお説のとおり、公害防止施設を積極的に設置していただくやうに、各工場に対しても、各企業に対しても、助成措置を従来から行なつてまいりまして、すなわち大企業につきましては日本開発銀行の融資、中小企業につきましては中小企業近代化資金の貸し付けなりあるいは中小企業金融公庫からの貸し付け、こういうものを実施してまいつたわけでございまして、御指摘のやうに、たとえば中小企業近代化資金による無利子貸し付けの制度にいたしましては、残念ながらワケまで到達してなかつたやうな状態でございます。このやうな状態にかんがみまして、開銀融資にいたしまして、従来、三十九年度につきましては十億円でございますが、本年度からこれを量的にも二十億円に増大いたしまして、金利も八分七厘でございまして、これを五分五厘というふうに引き下げることにいたしました次第でございまして、それから中小企業金融公庫につきましても、従来の金利が九分でございまして、これを四十分度から七分に引き下げることにいたしたいと思ひます。

なお、中小企業近代化資金の貸し付けにつきましては、これが従来不振でございました理由は、償還期限が短かつた、あるいは中小企業近代化資金と申しますのは、所要資金の半額を貸し付けることになつておりました、あとの半額についての条件なり——条件と申しますのは、期間なり金利につきましていろいろ問題がございましたので、中小企業近代化資金につきましては、四十分度から貸し付け金額も大幅にふやしますとともに、貸し付け条件のうち、償還期限を従来七年でございましたものを九年に、二年間延長いたしますと同時に、これと並行しましてあとの半分を受け持ちます金融については、先ほど申しましたやうに、中小企業金融公庫の金利を九分から七分に二分引き下げるといふやうな方法を講じまして、そのほ

か運用上につきましてもいろいろな配慮をいたしまして、四十年年度から積極的にこの活用をはかれるようにいたしたいと考えております。

なお、税制につきましても、従来から、直接の公害防止施設そのものにつきましては、固定資産税の免税あるいは特別償却の実施というものを、行なっておりますが、今後につきましても、これらの点についてはさらに検討を進めたいというふうに考えております。

○天野公委員 いまの問題でございますが、公害防止施設というのはいまより生産に寄与しない施設でございますので、その金を借り、いろいろな対策をやったところで利益があるというふうなことはございせんので、そういう点をよく考えて、今後指導なり改善をしていただきたいと思うわけでございます。

次に、水の関係についてお伺いしたいと思います。工業の発達とともに地下水のくみ上げが行なわれると、地盤沈下を起こす地帯が非常に多い。工業用水道の建設でその地下水の代替をやることにたてまはなっておりますが、どうも政府の施策は後手に回る傾向が非常に多いようでございます。

地盤沈下のために川の流れると、そうしてまた、河水が汚濁し、悪臭を発生する例が非常に多い。また、市街地のどぶや川等も流れがストップしてしまつて、非常に悪臭を発生するといふようなことがたくさんあるわけでございます。これらを直すには、どうしても地盤沈下対策、改良下水道、ポンプ等の整備等、急速にやっていたらかなければならないことは言うまでもないことでございます。これらの点につきましても、政府はどういう考えをお持ちでございますか、お伺いいたします。

○馬部政府委員 地盤沈下対策につきましては、従来から工業用水法を施行いたしまして、地盤沈下の激しい地区に対しまして地下水のくみ上げ規制をいたしておるところでございます。すでに十一の地区につきましてもその指定をいたしておるわけでございますが、このために毎年度相当額の工

業用水道事業施行のための補助金を支出しております。三十九年度におきましては七億二億四、四十年度におきましては約八十三億四億という補助金をこのために支出しておる次第でございます。

金をよく最近におきまして、これらの工業用水道の施設が漸次進みまして、給水開始という時期になつてまいつたわけでございまして、それによりまして、従来ございまして地下水のくみ上げも完全に停止することができるといふ地域が漸次広がつてまいつたわけでございまして、尼崎、大阪あるいは東京の一部におきましては、すでに完全に地下水のくみ上げが停止した次第でございます。

その結果、大阪、尼崎におきましては、漸次この効果があらわれてまいりまして、地盤沈下の度合いが若干減少しつつあるといふような状態でございますが、さらにこれらの事業を急速に推進いたしまして、地盤沈下をできるだけ早くとめてまいりたいといふふうに考えております。なお、この工業用水のほかに、建築物の地下水くみ上げに対する措置も建設省から法律が出されて、これも漸次実施段階に移つておるような次第でございます。

○天野公委員 東京では隅田川の汚濁が非常に大きな問題になつておりまして、人権擁護委員会でございますが、そこでも取り上げて非常に問題にいたしたことがございます。ただ、まわりが汚濁し、悪臭を発生するといふばかりではなくて、まわりの沿岸の金魚が腐食をいたしたり、また人間の気管が痛められたり、いろいろな悪影響を及ぼしてゐるわけでございます。また中川も地盤沈下のためでございますし、ほとんど流れがとまつて悪臭を発生するやうな状態になつております。河川をきれいにするといふことについて、政府はどういう見解を持っておるのかわかりませんか。

○鈴木重三郎政府委員 お答えいたします。ただいまの河川の汚濁の防止の点でございますが、経済企画庁といたしましては、特に隅田川等につきましましては、すでに御承知のとおり、昨年に水質基準を策定いたしまして、今年から実行に移

しておるわけでございます。ただ隅田川の例等で申し上げますと、すでに過密化いたしました御承知のよう無数の中小工場なり、人口の密集による家庭下水、こいういふことによりまして、これを昔の川に戻すといふようなことはとうてい不可能な状態にございます。したがって、策定いたしました水質基準にいたしまして、最小限、ただいまのような環境衛生上非常に有害である、くさいガスが発生するやうな状況、これを除去するといふことで水質基準をつくり、それに従つてそれぞれ工場などの規制をやつていられるわけでございます。

そのほか、根本的には、これは建設省関係でございますが、河川浄化のためにすでに御案内のとおり、荒川から新河川を通して浄化水を流す、あるいは、より基本的には公共下水道の整備について、特に四十年年度以降非常な予算の増額をいたしまして整備をやつていく、こいういふような措置によつてやつておる次第でございます。

○天野公委員 はい煙規制法の指定地域内でも一定規模以下の排出施設は法の規制対象外であり、また、指定地域外でも大気汚染のひどいところがあるわけであります。はい煙規制法の再検討及びばい煙等の大気汚染対策の再検討がここに必要ではないか。また人体に及ぼす影響等もこのごろ出ているわけでございまして、ばい煙に対する考え方をもう少しきびしく考へていく必要があるのではないかとこのことを感じさせられるわけでございます。それからその中でも特に、重油燃焼による亜硫酸ガスが問題でございます。これに対する除去の研究が未開発のようでございます。これは早急に開発をしていただかなければならないわけでございますが、このばい煙規則の関係並びに亜硫酸ガスの問題、これが一つ。

それから次に、最近自動車が多くなつてまいりまして、排気ガスが非常に多くなつてきた。ある自動車の密集地帯においては、前方がすすんで見えないといふやうな状況のところもある

わけでございます。これまた、人体に非常に悪い影響を及ぼすわけでございます。この排気ガスの無害化も問題であるわけであります。この排気ガスの問題が第二。

それから第三点といたしまして、ある企業においては耐えがたい悪臭、異臭を発生する企業があるわけであります。このにおいもその地帯一帯に對して非常な害を及ぼしているわけでございまして、においに対する対策も考へていかなければならないわけであります。これが第三。

最後に、第四として、最近ビルの建築等が盛んになつてきたし、また地下鉄工事盛んに行なわれる。そうすると、騒音、振動等、その住民に對する影響も非常にあるわけでございまして、これが第四。

これらの点について今後政策が早急に要望されておるわけでございまして、これらに対する政府の見解を承りたい。

○館林(三)政府委員 防除措置のこと等につきまして、概括的に私から申し上げます。御承知のように、大気汚染の一定の地域の規制に際しても、その制限を一定の規模以上のものにしかかけないといふことで、小さいものがたくさん出れば、規制がかけられても空がよごれるといふ事態もあるわけでございまして、そのようなことは絶えず調査をいたしておりまして、基準についてはさらに改定をするし、きびしくするといふことは今後十分心がけていかなければならない、かように考へております。特にその主眼点は亜硫酸ガスに置かなければならないことは、お説のとおりでございます。

それからそのほか、自動車の排気ガス、これは今後ますます重大な問題となつてまいると私も十分認識しておりますが、問題はこれの排除といたしまして、有毒ガスをとる装置の技術開発が一番のポイントでございます。目下それに対して関係各府が努力いたしております。

また騒音の問題も、お尋ねのとおり、これからますます問題となりますし、またビル建設のみな

らず、その他の分野から出てくる騒音の問題が非常に重要でございまして、政府としまして、特に四十年、調査費を計上して今後その方面にも十分努力してまいり、かように思っております。

悪臭は一番むずかしい問題でございまして、ときどき一過性に非常に悪臭が出てまいり、またそれほど一過性でなくとも、長期に悪臭を発するという工場等もあるわけでございまして、これらに対しては随時その悪臭をとるようにならしてまいります。これは必ずしも工場だけでなく、動物の廃棄物等の処理工場等もなかなか大きな問題でございまして、今後それらのものは、いまの段階では指導に努力する必要があるかと思ひますが、必要に応じては法的規制も考えてまいらる必要があるかと思ひます。

○馬都府政委員 御指摘の亜硫酸ガス及び自動車排気ガスの技術の研究というのは、これは実は世界的にもなかなかいい技術がないというような状態でございます。世界各國競つてその研究に努力してゐるところでございまして、通産省といたしまして、四十年度におきましても、両者合せて約三千万円程度の予算を、研究費を投じて、さらにこの研究を積極化してまいりたいというふうに考えておる次第でございまして、現在までの研究段階におきましては、一応の小さな規模ではございしますが、試験プラントをつくりまして、ある程度の成果をあげておるわけでございまして、さらに今後これらの技術の安定性なり、回収率をよくしていくという研究を引き続き行ないまして、一刻も早く実用化に持つていきたいという最大の努力をいたしておるところでございまして。

○保科委員長 角屋堅次郎君。

○角屋委員 公害防止事業団法案が本日は提案になりました。本特別委員会の審議もこれからいよいよ本格的に展開をしなければならぬ段階に来ておるわけでありまして、しかし最近のこの特別委員会の出席状況を見ますと、必ずしも良好とはいへません。本特別委員会の設置は、非常に関係者の

待望久しき問題が実現された姿でございまして、しかもそれにこたえて、政府としても、必ずしも十分とは言えないけれども、公害防止事業団法案を出して、一歩前向きに進めようということでございますから、次会からの審議は公害の基本的問題、さらに法案審議ということ、われわれのほうからも質問が展開されるわけでございまして、その点で与野党ともに今後の委員会の審議については協力して審議の実績をあげてまいらなければならぬと同時に、われわれのほうから希望しておきたいのは、特に重要な問題でございまして、できる限り責任大臣に出席をせよというのと、さらに、この公害防止事業団法案を見ますと、この法案の内容を全部通覧をいたしまして、通産大臣あるいは厚生大臣、これが監督あるいは任命その他の面で二本立てになつておるわけですから、そしてあとのほうに大蔵大臣との協議事項というのがあります。しかし、申し上げるまでもなく、この公害問題は、被害者の立場にある農林大臣、あるいはそうでなくとも、総合官庁としての経済企画庁、あるいは科学技術庁をはじめ、河川その他の問題から、あるいは都市改造ということからいけば建設大臣というふうに、各省にまたがっておるわけでありまして、本法案の最終的な処理をするにあたりまして、こういう法律の体系でいいのか、さらに公害の性格から見ても必要なものを補強しなければならぬという点についても十分議論をして、よりよきものをまとめるようにわれわれも努力しなければなりませんし、また、そういうことで最終的に委員長においても取りまとめを願ひたい、こういうことを強く希望しておきたいと思ひます。

○保科委員長 角屋君の御意見、もつともでございます。きょうは参議院の予算の関係で大臣の出席ができなかつたのですが、これからは所管大臣の出席を求めることにいたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日これにて散会いたします。

午後二時一分散会

昭和四十年四月三日印刷

昭和四十年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局